

倉吉市上下水道局企業管理規程第2号

倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年2月3日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(負担金の減免) 第8条 略 2 条例第15条第2項に規定する受益者で、減免を受けようとする者は、様式第1号に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して管理者に提出しなければならない。 3～6 略	(負担金の減免) 第8条 略 2 条例第15条第2項に規定する受益者で、減免を受けようとする者は、 <u>第6条第2項の納入通知書を受け取った日又は減免の理由が発生した日から15日以内に</u> 、様式第1号に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して管理者に提出しなければならない。 3～6 略

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。